



健疾発0130第2号
平成27年1月30日

各 都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
(公 印 省 略)

「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の
給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」
の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成26年11月12日健疾発1112第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）」により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年1月1日から適用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、本通知の内容につき御了知の上、その運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="109 312 1066 379">難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="584 424 613 451">記</p> <p data-bbox="118 496 533 563">1 公費負担者番号等の設定方法 (略)</p> <p data-bbox="125 568 360 595">(1)～(2)(略)</p> <p data-bbox="125 639 488 667">(3) 実施機関番号③(3桁)</p> <p data-bbox="143 676 1072 815">難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)附則第3条の経過的特例の適用を受ける者については「501」を設定し、それ以外の者については「601」を設定すること。</p> <p data-bbox="143 825 1084 1034"><u>なお、経過的特例の適用を受ける者であっても、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第2号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第426号)第1号の規定が適用される要保護者又は難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第3号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第427号)第1号の規定が適用される要保護者については「601」を設定すること。</u></p> <p data-bbox="125 1078 360 1106">(4)～(5)(略)</p> <p data-bbox="118 1150 309 1217">2 実施の時期 (略)</p> <p data-bbox="118 1262 253 1329">3 その他 (略)</p>	<p data-bbox="1111 312 2067 379">難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="1585 424 1615 451">記</p> <p data-bbox="1124 496 1538 563">1 公費負担者番号等の設定方法 (略)</p> <p data-bbox="1131 568 1366 595">(1)～(2)(略)</p> <p data-bbox="1131 639 1494 667">(3) 実施機関番号③(3桁)</p> <p data-bbox="1171 676 2069 815">難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)附則第3条の経過的特例の適用を受ける者については「501」を設定し、それ以外の者については「601」を設定すること。</p> <p data-bbox="1131 1115 1366 1142">(4)～(5)(略)</p> <p data-bbox="1124 1187 1314 1254">2 実施の時期 (略)</p> <p data-bbox="1124 1299 1258 1366">3 その他 (略)</p>